

こ 成 保 第 527 号
令和 8 年 7 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）等（令和 7 年度補正予算分）分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）等（令和 7 年度補正予算分）分）交付要綱」により行うこととされ、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別 紙

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）等（令和 7 年度補正予算分）分）交付要綱

（通則）

- 1 令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）等（令和 7 年度補正予算分）分）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育所等、認可外保育施設並びに病児保育事業及び一時預かり事業を実施する事業所等における I C T 化等を推進し、こどもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）

「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）（令和 7 年度補正予算分）の実施について」（令和 7 年 12 月 26 日こ成保第 693 号）の別紙に定める「保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）（令和 7 年度補正予算分）実施要綱」による次に掲げる事業

① 保育所等における業務の I C T 化を行うためのシステムの導入

ア 市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が行う事業については、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ対象。）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

② 通訳や翻訳のための機器の導入

ア 市町村が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が行う事業を除く。）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

③ こども誰でも通園制度実施施設における I C T 機器導入

ア 市町村が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の市町村が行う事業を除く。）

イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

- ④ 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入
 - ア 都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- ⑤ 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器導入
 - ア 市町村が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ⑥ 認可外保育施設における機器の導入
 - ア 都道府県等が行う事業（特別区及び財政力指数が 1.0 以上の都道府県等が行う事業については、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ対象。）
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- ⑦ 保育士等の研修のオンライン化事業
 - ア 都道府県等が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業
- ⑧ 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- ⑨ 児童館のＩＣＴ化を行うためのシステム導入
 - ア 都道府県等が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

（２）保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和 5 年 4 月 19 日こ成保第 15 号）の別添 5 に定める「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、環境改善事業（安全対策事業）のうち、性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業における次に掲げる事業

- ① 都道府県等が行う事業
- ② 都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

（３）人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

「多様な保育促進事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日こ成保第 179 号）の別添 10 に定める「人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業
都道府県又は市町村（一部事務組合を含む。以下当該事業に係る部分は同じ。）が行う事業
- ② こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業
都道府県又は市町村（一部事務組合を含む。以下当該事業に係る部分は同じ。）が行う事業

（４）保育士修学資金貸付等事業

「保育士修学資金の貸付け等について」（令和 5 年 6 月 7 日こ成基第 18 号）の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業

① 都道府県又は指定都市が行う事業

② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業

(5) 子ども・子育て支援システム改修支援事業

「子ども・子育て支援システム改修支援事業の実施について」（令和7年12月24日こ成保第685号）の別紙に定める「子ども・子育て支援システム改修支援事業実施要綱」により、保育業務施設管理プラットフォームとの情報連携のため、市町村が子ども・子育て支援システムを改修する事業

(6) 保育所等改修費等支援事業

「認可保育所等設置支援事業の実施について」（令和5年4月19日こ成保第15号）の別添1に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 市町村が行う事業

② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された施設ごと（3の（1）の④については自治体又は施設ごと（直接補助事業の場合に限る。）、（1）の⑦、⑧、（3）、（4）及び（5）については第2欄の種目ごと、（6）については施設ごと）の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

ア 施設ごと（3の（1）の④については都道府県等又は施設ごと、（1）の⑦、⑧のイ、（3）、（4）の①及び（5）については第2欄の種目ごと、（6）については施設ごと）に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 間接補助事業

① 3の（1）の⑤、⑦から⑨までのイ及び（4）の②の事業

ア 施設ごと（3の（1）の⑦、⑧のイ及び（4）の②については第2欄の種目ごと）に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県等が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

② 3の（1）の①から④、⑥のイ及び（2）の②の事業

ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と市町村（3の（1）の⑥のイ及び（2）の②については都道府県等）が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

③3の（6）の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計を交付額とする。

イ アの事業以外

（ア）施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（補助金の概算払）

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付の条件）

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1） 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- （2） 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- （4） 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5） こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- （6） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県等は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (10) 都道府県等が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。

① (1) から (7) までに掲げる条件。

ただし、(1) から (3) まで及び (7) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」（市町村の場合は「市町村長」）と、(4) 及び (5) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」（市町村の場合は「市町村長の承認」）と、(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「都道府県」（市町村の場合は「市町村」）と、(4) 及び (7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4) の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) (10) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、3 に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。

イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式 4 に添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 5 に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式 3 による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続きに従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 こども家庭庁長官は、7 による交付申請書又は 8 による変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 1 か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式 6 又は別紙様式 7 により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項に基づき、3 に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式 9 に添えて令和 9 年 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

ウ 東京都知事はアの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 10 に添えて令和 9 年 4 月 10 日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(2)(1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式 8 による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業が完了した日から起算して 1 か月を経過した日（6 の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は令和 9 年 4 月 10 日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

- 12 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村長に対して、別紙様式 11 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率																																		
直接 補助 事業	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）	1. 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入 A 保育に係る計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて国庫補助基準額を以下のとおりとする。 <端末購入等を行わない場合> <table><tr><td>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>2 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>3 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>600,000 円</td></tr><tr><td>4 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>800,000 円</td></tr></table> <端末購入を行う場合> <table><tr><td>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>700,000 円</td></tr><tr><td>2 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>900,000 円</td></tr><tr><td>3 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>1,100,000 円</td></tr><tr><td>4 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>1,300,000 円</td></tr></table> ※ 特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村は、Bの機能を導入する場合のみが対象 2. 通訳や翻訳のための機器の導入 <table><tr><td>1施設当たり</td><td>150,000 円</td></tr></table> 3. こども誰でも通園制度実施施設におけるＩＣＴ機器導入 <table><tr><td>1施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr></table> ※ 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入及び『「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）の別紙4 幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援』において対象となっている施設の一部で実施するもの並びに特別区及び財政力指数が1.0以上の市町村が運営するものを除く。 4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入 <table><tr><td>1市町村当たり</td><td>5,000,000 円</td></tr><tr><td>1施設当たり</td><td>1,000,000 円</td></tr><tr><td>1都道府県当たり</td><td>10,000,000 円</td></tr></table> 5. 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器導入 <table><tr><td>1施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr></table> 6. 認可外保育施設における機器の導入 <table><tr><td>1施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr></table> ※ 特別区及び財政力指数が1.0以上の都道府県等は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみが対象 7. 保育士等の研修のオンライン化事業 <table><tr><td>1自治体当たり</td><td>4,000,000 円</td></tr></table> 8. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化 こども家庭庁長官が別に定める額 9. 児童館のＩＣＴ化を行うためのシステム導入 <table><tr><td>1施設当たり</td><td>500,000 円</td></tr></table>	1 機能を導入する場合・・・1施設当たり	200,000 円	2 機能を導入する場合・・・1施設当たり	400,000 円	3 機能を導入する場合・・・1施設当たり	600,000 円	4 機能を導入する場合・・・1施設当たり	800,000 円	1 機能を導入する場合・・・1施設当たり	700,000 円	2 機能を導入する場合・・・1施設当たり	900,000 円	3 機能を導入する場合・・・1施設当たり	1,100,000 円	4 機能を導入する場合・・・1施設当たり	1,300,000 円	1施設当たり	150,000 円	1施設当たり	200,000 円	1市町村当たり	5,000,000 円	1施設当たり	1,000,000 円	1都道府県当たり	10,000,000 円	1施設当たり	200,000 円	1施設当たり	200,000 円	1自治体当たり	4,000,000 円	1施設当たり	500,000 円	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1／2 （注1） 2／3 （注2） 2／3
1 機能を導入する場合・・・1施設当たり	200,000 円																																					
2 機能を導入する場合・・・1施設当たり	400,000 円																																					
3 機能を導入する場合・・・1施設当たり	600,000 円																																					
4 機能を導入する場合・・・1施設当たり	800,000 円																																					
1 機能を導入する場合・・・1施設当たり	700,000 円																																					
2 機能を導入する場合・・・1施設当たり	900,000 円																																					
3 機能を導入する場合・・・1施設当たり	1,100,000 円																																					
4 機能を導入する場合・・・1施設当たり	1,300,000 円																																					
1施設当たり	150,000 円																																					
1施設当たり	200,000 円																																					
1市町村当たり	5,000,000 円																																					
1施設当たり	1,000,000 円																																					
1都道府県当たり	10,000,000 円																																					
1施設当たり	200,000 円																																					
1施設当たり	200,000 円																																					
1自治体当たり	4,000,000 円																																					
1施設当たり	500,000 円																																					
	保育環境改善等事業（安全対策	性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業 1施設・事業所あたり 100,000 円	保育環境改善等事業（安全対策事業）を	1／2																																		

事業)		実施するために必要な需用費 (燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費	
人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業	1. 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業 (1) 一般型 1自治体あたり 年額 10,000,000 円 (2) 被災地支援型(※) 1自治体あたり 年額 15,000,000 円 ※ 令和6年能登半島地震による被害の大きかった石川県輪島市、珠洲市、七尾市、志賀町、穴水町、能登町の3市3町で実施する場合のみに適用。 2. こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業 1自治体あたり 年額 10,000,000 円	人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金	3 / 4
保育士修学資金貸付等事業	1 保育士修学資金貸付 (1) 基本額 1人当たり月額 50,000 円以内 (2) 加算額 ・入学準備金(貸付初回時) 1人当たり 200,000 円以内 ・就職準備金(卒業時) 1人当たり 200,000 円以内 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 (3) 就職準備金 養成施設に在学する者であって、月額の貸付を受けていない者に対して最終学年の開始時に貸付けるもの 1人当たり 200,000 円以内	保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及	9 / 10

	2 保育補助者雇上費貸付 1 か所当たり年額 2,953,000 円以内 (加算分) 1 か所当たり年額 2,215,000 円以内 3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の 1/2 ※ ただし、上限 月額 27,000 円 4 就職準備金貸付 1 人当たり 200,000 円以内 (加算分) 1 人当たり 200,000 円以内 5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の 1/2 ※ ただし、年額 123,000 円以内 6 事務費 ・1 事業当たり 4,275,000 円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 保育士修学資金貸付のみ 5,775,000 円以内 ※ 都道府県等から委託を受けた都道府県等 社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事 業を実施する場合に限る。	び賃借料並び に備品購入費	
子ども・子育て支援システム改修支援事業	(政令指定都市) 1 自治体あたり 11,000,000 円 (中核市・特別区) 1 自治体あたり 4,800,000 円 (人口 5 万人以上 (※)) 1 自治体あたり 2,400,000 円 (人口 5 万人未満) 1 自治体あたり 1,600,000 円 (※) 人口 5 万人以上の区分については、政令指定都市・中核市・特別区は除く	子ども・子育て支援システムを改修するのに必要な需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	1/2
保育所等改修費等支援事業	(2) 小規模保育改修費等 1 事業所当たり 29,287,000 円 (3) 認可化移行改修費等 1 施設当たり 42,599,000 円 ※賃借料のみの場合 1 施設当たり 10,000,000 円 (4) 家庭的保育改修費等 保育所で行う場合 1 か所当たり 29,287,000 円 保育所以外で行う場合 1 か所当たり 3,194,000 円 (5) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等 ア 改修費等 1 事業所当たり 4,876,000 円 イ 礼金及び賃借料 (開設前月分) 1 事業所当たり 600,000 円	保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費 (燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費 (通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料 (敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2 (注 3) 2/3

間接補助事業	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）	1. 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入 A 保育に係る計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて国庫補助基準額を以下のとおりとする。 <端末購入等を行わない場合> <table><tr><td>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>2 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>3 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>600,000 円</td></tr><tr><td>4 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>800,000 円</td></tr></table> <端末購入を行う場合> <table><tr><td>1 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>700,000 円</td></tr><tr><td>2 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>900,000 円</td></tr><tr><td>3 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>1,100,000 円</td></tr><tr><td>4 機能を導入する場合・・・1施設当たり</td><td>1,300,000 円</td></tr></table> 2. 通訳や翻訳のための機器の導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>150,000 円</td></tr></table> 3. こども誰でも通園制度実施施設におけるＩＣＴ機器導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr></table> ※ 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入及び『「教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領」（平成27年5月21日 初等中等教育局長裁定）の別紙4 幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援』において対象となっている施設の一部で実施するものを除く。 4. 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>1,000,000 円</td></tr></table> 5. 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr></table> 6. 認可外保育施設における機器の導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr></table> 7. 保育士等の研修のオンライン化事業 <table><tr><td>1 自治体当たり</td><td>4,000,000 円</td></tr></table> 8. 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化 こども家庭庁長官が別に定める額 9. 児童館のＩＣＴ化を行うためのシステム導入 <table><tr><td>1 施設当たり</td><td>500,000 円</td></tr></table>	1 機能を導入する場合・・・1施設当たり	200,000 円	2 機能を導入する場合・・・1施設当たり	400,000 円	3 機能を導入する場合・・・1施設当たり	600,000 円	4 機能を導入する場合・・・1施設当たり	800,000 円	1 機能を導入する場合・・・1施設当たり	700,000 円	2 機能を導入する場合・・・1施設当たり	900,000 円	3 機能を導入する場合・・・1施設当たり	1,100,000 円	4 機能を導入する場合・・・1施設当たり	1,300,000 円	1 施設当たり	150,000 円	1 施設当たり	200,000 円	1 施設当たり	1,000,000 円	1 施設当たり	200,000 円	1 施設当たり	200,000 円	1 自治体当たり	4,000,000 円	1 施設当たり	500,000 円	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入、通訳や翻訳のための機器の導入、こども誰でも通園制度実施施設におけるＩＣＴ機器導入、病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入及び認可外保育施設における機器の導入の場合 2／3 (注1) 8／9 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるＩＣＴ機器導入、保育士等の研修のオンライン化事業、保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化及び児童館のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入の場合 1／2
1 機能を導入する場合・・・1施設当たり	200,000 円																																	
2 機能を導入する場合・・・1施設当たり	400,000 円																																	
3 機能を導入する場合・・・1施設当たり	600,000 円																																	
4 機能を導入する場合・・・1施設当たり	800,000 円																																	
1 機能を導入する場合・・・1施設当たり	700,000 円																																	
2 機能を導入する場合・・・1施設当たり	900,000 円																																	
3 機能を導入する場合・・・1施設当たり	1,100,000 円																																	
4 機能を導入する場合・・・1施設当たり	1,300,000 円																																	
1 施設当たり	150,000 円																																	
1 施設当たり	200,000 円																																	
1 施設当たり	1,000,000 円																																	
1 施設当たり	200,000 円																																	
1 施設当たり	200,000 円																																	
1 自治体当たり	4,000,000 円																																	
1 施設当たり	500,000 円																																	

保育環境改善等事業 （安全対策事業）	性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業 1 施設・事業所あたり 100,000 円	性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金及び交付金	2 / 3
保育士修学資金貸付等事業	以下に掲げる額に9 / 10 を乗じて得た額 1 保育士修学資金貸付 （1）基本額 1 人当たり月額 50,000 円以内 （2）加算額 ・入学準備金（貸付初回時） 1 人当たり 200,000 円以内 ・就職準備金（卒業時） 1 人当たり 200,000 円以内 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1 月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の 居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分 の額に相当する額以内 （3）就職準備金 養成施設に在学する者であって、月額の貸付を受けていない者に対して 最終学年の開始時に貸付けるもの 1 人当たり 200,000 円以内 2 保育補助者雇上費貸付 1 か所当たり年額 2,953,000 円以内 （加算分） 1 か所当たり年額 2,215,000 円以内 3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の 1 / 2 ※ただし、上限 月額 27,000 円 4 就職準備金貸付 1 人当たり 200,000 円以内 （加算分） 1 人当たり 200,000 円以内 5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の 1 / 2 ※ ただし、年額 123,000 円以内 6 事務費 ・1 事業当たり 4,275,000 円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 保育士修学資金貸付のみ 5,775,000 円以内	保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	10 / 10 （注4）

保育所等改修費等支援事業	(1) 賃貸物件による保育所等改修費等 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員19名以下 利用(増加)定員20名以上59名以下 利用(増加)定員60名以上 (イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員19名以下 利用(増加)定員20名以上 (イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 (2) 小規模保育改修費等 (3) 認可化移行改修費等 ※賃借料のみの場合 (4) 家庭的保育改修費等 保育所で行う場合 保育所以外で行う場合 (5) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等 ア 改修費等 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) (6) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等	1施設当たり	19,968,000円	保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、乳児等通園支援事業実施事業所改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 2/3 (注3) 8/9 家庭的保育改修費等の場合 1/2 (注3) 2/3
		1施設当たり	35,942,000円		
		1施設当たり	73,216,000円		
		1施設当たり	35,942,000円		
		1施設当たり	11,981,000円		
		1施設当たり	21,299,000円		
		1施設当たり	21,299,000円		
		1事業所当たり	29,287,000円		
		1施設当たり	42,599,000円		
		1施設当たり	10,000,000円		
		1か所当たり	29,287,000円		
		1か所当たり	3,194,000円		
		1事業所当たり	4,876,000円		
		1事業所当たり	600,000円		
		1施設当たり	29,287,000円		

(注1) 以下の場合、補助率を2/3(間接補助事業に関しては8/9)に嵩上げする。

- ・ 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入において、地域におけるICT導入の実態や課題を整理し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、市町村、保育事業者、ICT関連事業者等が参画する協議会等を設置した場合(既存の保育等に関する協議会等において、同様の整理や協議等を行う場合も含む)
- ・ こども誰でも通園制度実施施設におけるICT機器導入において、地域におけるICT導入の実態や課題を整理し、ICT導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、市町村、保育事業者、ICT関連事業者等が参画する協議会等を設置した場合(既存の保育等に関する協議会等において、同様の整理や協議等を行う場合も含む)

- ・ 認可外保育施設における機器の導入において、地域における I C T 導入の実態や課題を整理し、I C T 導入の促進や活用方法の共有等を協議するために、都道府県等、保育事業者、I C T 関連事業者等が参画する協議会等を設置した場合（既存の保育等に関する協議会等において、同様の整理や協議等を行う場合も含む）

（注 2）保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業）における「病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の I C T 化を行うためのシステム導入」について、以下の場合、1 市町村当たり又は 1 都道府県当たりの補助率を 2 / 3 に嵩上げする。

- ・ 管内の病児保育施設の 7 0 % 以上に予約システムを導入した市町村
- ・ 管内の病児保育施設の 7 0 % 以上に他市町村の利用者が予約等できる I C T システムを整備した都道府県

（注 3）以下の（1）から（3）の要件のいずれかを満たす改修については、補助率を 2 / 3（家庭的保育改修費等を除く間接事業に関しては 8 / 9）とする。

- （1）「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策（要件①、④）」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村に限る。）が行う、現在定員から 20 名以上（保育所等以外にかかる改修については 10 名以上）の増員を図るための改修であること。
- （2）「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が行う、施設の統廃合や多機能化に伴う改修であること。
- （3）「保育提供体制の確保のための実施計画」の「こども誰でも通園制度の実施に向けた整備の支援」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく乳児等通園支援事業実施事業所改修費等。

（注 4）間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県又は指定都市が総事業費の 1 / 1 0 を補助する場合に限る。